（№　L-2022-002）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 | | | | | |
| 発信日　　2022年　xx月　xx日 | 受信日　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 会社名　安藤ハザマ | 反映対象バージョン： | | | | | |
| 企業識別コード　211040 | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 1 |
| 部署名　経営戦略本部DX戦略部システム開発基盤グループ | 事務局処理記入欄 | | | | | |
| 担当者名　西村高志 |
| 連絡先 TEL: 03-3575-6097  FAX: 03-6234-3709 |
| 件名　免税事業者等の区分に対応するための課税分類コードの追加 | | | | | | |

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）

20220906帆足

課税分類コードは､ゼネコンと協力会社の取引(2者間)での､課税､不課税などを区分していると思います｡

今回｢6｣｢7｣は2者とは別の登場人物が現れてきた違和感があります｡

また西村様がいう､内容をよく知っている者であれば回避術が分かるが､皆がうまく実装できるか心配｡｢6｣｢7｣があれば分かり易いのに､とのこと｡問題点はこれでしょうか?

理由など記載していただきますと助かります｡

【要求内容】

課税分類コードに以下を追加する｡

6:免税事業者等課税

7:免税事業者等軽減

1. 問題点

Xxxxxx｡

1. 改訂対象

CI-NET標準データコード／課税分類コード｡

利用するデータ項目は､以下のデータ項目｡

・[59]課税分類コード

・[1221]明細別課税分類コード

1. 改訂内容
2. [59]課税分類コードの場合

B.Ⅵ.注文の場合を提示する｡

変更前

----------開始----------

|  |
| --- |
| [59]課税分類コード  　消費税に係る課税処理の分類を示すコード。 |

・CI-NET標準BP Ver.1.7 「第3章第2節3.11課税分類コード」（次表参照）に準拠する。

・メッセージの明細に課税分類の異なる明細行が混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表B.Ⅵ- 16　課税分類コード

| 分類 | 課税分類コード |
| --- | --- |
| 当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 1 |
| 当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。 | 2 |
| 当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。 | 3 |
| 当該取引が経過措置の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。 | 4 |
| 当該取引が課税対象（軽減税率）取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 5 |
| 当該取引が不課税（消費税対象外）の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。 | 9 |

【注】・「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。

・「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

【注意事項】

・[59]課税分類コードが”1”、”4”、”5”の場合は、[1096]消費税額 の計算を行う。

・[59]課税分類コードが”2”、”3”、”9”のいずれかの場合は、[1096]消費税額 の計算を行わない。

----------終了----------

変更後

----------開始----------

|  |
| --- |
| [59]課税分類コード  　消費税に係る課税処理の分類を示すコード。 |

・CI-NET標準BP Ver.1.7 「第3章第2節3.11課税分類コード」（次表参照）に準拠する。

・メッセージの明細に課税分類の異なる明細行が混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表B.Ⅵ- 16　課税分類コード

| 分類 | 課税分類コード |
| --- | --- |
| 当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 1 |
| 当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。 | 2 |
| 当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。 | 3 |
| 当該取引が経過措置の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。 | 4 |
| 当該取引が課税対象（軽減税率）取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 5 |
| 当該取引が免税業者との課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 6 |
| 当該取引が免税業者との課税対象（軽減税率）の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 7 |
| 当該取引が不課税（消費税対象外）の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。 | 9 |

【注】・「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。

・「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

【注意事項】

・[59]課税分類コードが”1”、”4”、”5”､”6”､”7”の場合は、[1096]消費税額 の計算を行う。

・[59]課税分類コードが”2”、”3”、”9”のいずれかの場合は、[1096]消費税額 の計算を行わない。

----------終了----------

1. [1221]明細別課税分類コードの場合

B.Ⅶ.出来高・請求・立替金・契約打切の場合を提示する｡

変更前

----------開始----------

|  |
| --- |
| [1221] 明細別課税分類コード  　明細データごとの、消費税に係る課税処理の分類を示すコード。 |

・CI-NET標準BP「第3章第2節3.11課税分類コード」（下表）に準拠する。

表B.Ⅶ- 48　課税分類コード

| 分類 | 課税分類コード |
| --- | --- |
| 当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 1 |
| 当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。 | 2 |
| 当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。 | 3 |
| 当該取引が経過措置の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。 | 4 |
| 当該取引が課税対象（軽減税率）取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 5 |
| 当該取引が不課税（消費税対象外）の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。 | 9 |

【注】

・「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。

・「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

【立替金報告、立替金確認】

【注意事項】

・[1221] 明細別課税分類コード（集約した[1365] 適用課税分類コード）が”1”、”4”、 ”5”の場合は、[1398] 適用区分別消費税額の計算を行う。

・[1221] 明細別課税分類コード（集約した[1365] 適用課税分類コード）が”2”、”3” 、”9”のいずれかの場合は、[1398] 適用区分別消費税額の計算を行わない。

----------終了----------

変更後

----------開始----------

|  |
| --- |
| [1221] 明細別課税分類コード  　明細データごとの、消費税に係る課税処理の分類を示すコード。 |

・CI-NET標準BP「第3章第2節3.11課税分類コード」（下表）に準拠する。

表B.Ⅶ- 48　課税分類コード

| 分類 | 課税分類コード |
| --- | --- |
| 当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 1 |
| 当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。 | 2 |
| 当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。 | 3 |
| 当該取引が経過措置の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。 | 4 |
| 当該取引が課税対象（軽減税率）取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 5 |
| 当該取引が免税業者との課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 6 |
| 当該取引が免税業者との課税対象（軽減税率）の取引であることを示し、消費税の処理を行う。 | 7 |
| 当該取引が不課税（消費税対象外）の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。 | 9 |

【注】

・「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。

・「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

【立替金報告、立替金確認】

【注意事項】

・[1221] 明細別課税分類コード（集約した[1365] 適用課税分類コード）が”1”、”4”、 ”5” ､”6”､”7”の場合は、[1398] 適用区分別消費税額の計算を行う。

・[1221] 明細別課税分類コード（集約した[1365] 適用課税分類コード）が”2”、”3” 、”9”のいずれかの場合は、[1398] 適用区分別消費税額の計算を行わない。

----------終了----------

【要求の理由】

　適格請求書には適格請求書発行事業者、免税業者の税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率を記載する必要がある。

3者間の取引で立替金報告の明細にて適格請求書発行事業者と免税業者等が混在する場合、適格請求書発行事業者と免税業者の区分ができないため、免税業者課税分類コードを追加することで対応を可能とした。

【既存ユーザ等への影響】

　課税分類コードが現状より増えるためユーザが、使用用途に迷い困惑する影響が考えられる。インボイス制度とあわせ教宣が必要となる。

（№　L-2022-002）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2022年xx月xx日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）  標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）  免税事業者等の区分に対応するための課税分類コードの追加 |

| チェック項目 | | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 |  |  |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 |  |  |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか |  |  |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か |  |  |
| ⑤即時の対応が可能か否か |  |  |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か |  |  |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か |  |  |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか |  |  |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か |  |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)  ＜xxxx＞ |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】  ○：問題なし  △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい  ／：対象外／該当しない  ×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |